

勝山クリニック訪問リハビリ サービスの利用料金

(1)利用者負担額

- ① サービスの利用に対して介護保険の適用を受ける場合、原則として利用料の 1 割（一定以上所得者の場合は 2 割または 3 割）をお支払いいただきます。ただし介護保険法令に基づいて保険給付を償還払い（一度、あなたが利用料の全額を支払い、その後市町村から払い戻しを受ける方法）する方法をご希望の場合は、お申し出ください。

（サービス提供証明書を交付いたします）

※ただし、上記は要支援・要介護認定を受けている第 1 号被保険者に限る。

令和 8 年 6 月現在

原則として各サービス内容別算定単位数×10 円		
サービス種類	サービス内容	基本単位
訪問リハビリテーション	訪問リハビリテーション費 (20 分につき)	308 単位
	サービス提供体制強化加算 I (20 分につき)	6 単位
	移行支援加算 (一日につき)	17 単位
	短期集中リハビリテーション実施加算 (一日につき)※	退院・退所日もしくは 要介護認定日から 3 月以内 200 単位
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算 (一日につき)※	退院・退所日もしくは 訪問開始日から 3 月以内 240 単位
	退院時共同指導加算 (退院につき1回限り)	600 単位
	(予防)訪問リハ処遇改善加算	1. 5%
	訪問リハビリテーション計画診療未実施減算 (20 分につき)	▲50 単位
介護予防訪問リハビリテーション	介護予防訪問リハビリテーション費 (20 分につき)	298 単位
	サービス提供体制強化加算 I (20 分につき)	6 単位
	退院時共同指導加算 (退院につき1回限り)	600 単位
	短期集中リハビリテーション実施加算 (一日につき)※	退院・退所日もしくは 要介護認定日から 3 月以内 200 単位
	(予防)訪問リハ処遇改善加算	1. 5%
	利用開始から 12 月を超える場合 (20 分につき)	▲30単位
	訪問リハビリテーション計画診療未実施減算 (20 分につき)	▲50 単位

※該当する利用者のみ